

報道関係各位

飯 能 市
記 者 発 表 資 料
令 和 3 年 1 1 月 1 9 日

件 名 「飯能市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」の 導入について

1 概要

パートナーシップ・ファミリーシップ制度は、性別などの違いに関係なく、互いに人生の相手方として尊重し、日常生活において継続的に協力し合うパートナー、ファミリーであることを自治体に宣言や届出をすることで、自治体が公的に認める制度です。

平成27年11月に東京都渋谷区、世田谷区が全国で初めてパートナーシップ制度を導入して以来、同制度を導入する自治体が全国でも増えており、埼玉県内でも令和3年10月現在で、18の自治体が入っています。

市民一人ひとりが互いに尊重し、多様性を認め合い、誰もが自分らしく暮らせる社会の実現を目指し、本市では当制度の導入を検討してまいりました。

この度、「飯能市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」を令和4年1月1日から導入することといたしましたので、ご報告いたします。

1 導入の経緯

本市では「第5次飯能市男女共同参画プラン」における基本理念「誰もが 互いの人権を尊重し 個性と能力を十分に発揮できるまち 飯能」を実現するための取組を推進してまいりました。

特に、性的マイノリティ（LGBTQ等）に関しては、埼玉県西部地域まちづくり協議会（以下「ダイアプラン」という。）男女共同参画部会を中心に、啓発事業の開催並びに研究を継続してまいりました。

そのような中、ダイアプラン構成5市（以下「ダイア5市」という。）では、制度の効果を高めるために、広域でパートナーシップ及びファミリーシップ制度を導入することとしました。入間市は本年9月に、狭山市は本年10月に先行して制度を導入し、本市、所沢市及び日高市では来年1月に導入することといたしました。

2 飯能市パートナーシップ・ファミリーシップ制度の概要

(1) 制度導入の趣旨

本制度の導入により、性的マイノリティ等、様々な事情を抱えて生きづらさを感じている方々に寄り添い、悩みや不安を少しでも軽減できるよう支援するとともに、市民一人ひとりが多様性を認め合い、互いに尊重し合い、誰もが自分らしく生き生きと暮らせる社会の実現を目指します。

(2) 証明事項

① パートナーシップ

互いを人生の相手方として尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二人（以下「パートナー」という。）が、市にパートナーとして、協力し合う旨を約した届出を提出し、その届出を市が受理したことを公に証明

② ファミリーシップ

「パートナーシップ」の届出をする二人（一方又は双方）のほかに、家族として暮らしている子ども等※（以下「ファミリー」という。）がいる場合で、市にファミリーとして届出した場合に併せて証明

※ ファミリーシップは、パートナーシップの届出をする方が対象

※ 子ども等には、当事者の子ども以外に親、兄弟姉妹も想定

(3) 証明の方法

市が届出を受理したことを証明する「パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書」及び「パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理カード」を交付することにより証明します。

(4) 制度の利用対象者

互いにパートナーと承認している一方又は双方が性的マイノリティ（LGBTQ等）であるカップル及びその（一方又は双方の）子ども等

(5) 届出者の要件

- 民法上の成人であること。
- 本市に住所を有していること。（3か月以内に転入を予定している場合を含む）

- ・ 配偶者（事実婚を含む）がいないこと。
- ・ 当該パートナー以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
- ・ 近親者（直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族）でないこと。
（ただし、養子縁組をしたことにより近親者となった者は除く）

(6) 届出に必要な書類

① 提出書類

- ・ 届出書（パートナー・ファミリーとして、協力し合う旨を約した届出）
- ・ 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- ・ 戸籍全部事項証明、独身証明書その他の婚姻をしていないことが確認できる書類

② 提示書類

本人確認書類（個人番号カード・運転免許証等の顔写真貼付の官公署発行の証明書）

(7) 届出の受付及び受理証明書等の交付の流れ

① 届出

届出者は、2者が署名した「パートナーシップ・ファミリーシップ届出書」その他提出書類を地域活動支援課に来庁し提出します。

② 受理証明書等の交付

地域活動支援課は、届出書等の審査後、後日「パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書」及び「パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理カード」を交付します。

(8) 本市で受けられる行政サービス

パートナーシップ、ファミリーシップの届出をすることで、現在、配偶者や家族等を対象としている行政サービスの一部について、パートナーやファミリーでも対象となるよう、関係各課と検討・調整を行い、整ったものから順次、実施してまいります。

(9) パートナーシップ制度を活用した民間事業者における事例

- ・ 携帯電話会社の家族割の適用
- ・ 生命保険の死亡保険金の受取人として認められる。
- ・ 賃貸住宅などの入居契約が可能となる。

- ・ 医療行為などでの同意が認められる。 など

3 制度開始時期(予定)

令和4年1月1日

4 制度導入により期待される効果

- ・ 誰もが多様性を尊重することができるまちであることを表明することで、安心して住みよい暮らしにつながる。
- ・ あらゆる場面（学校、職場、地域）におけるハラスメント防止策の強化につながる。
- ・ 行政・民間のサービスを利用する際の証明として活用

5 ダイア5市における連携

今後、制度利用者等からの意見等を踏まえ、ダイア5市間での協議等を進め、より当事者のニーズに沿った制度へと適宜見直しを行っていきます。

担当者	地域活動支援課長	大橋
連絡先	Tel 042-973-2626	